

2026年3月1日改定・施行

アクティオオークション入会規約
(Ver.005)

株式会社あさひコーポレーション
アクティオオークション事務局
TEL:049-299-5233
Mail : info@aktio-auction.com

本規約は、株式会社あさひコーポレーション(以下「主催者」という。)が主催するアクティオオークション(以下「本オークション」という。)

の、参加条件を規定するものです。会員登録手続きを完了し、入札される方(以下「会員」という。)は、本規約を承諾したものとみなします。

1. 本オークション参加資格・登録

(1) 参加資格

- ① 本オークションへの参加・入札には事前に主催者への会員登録が必要になります。
- ② 本オークションを通じて古物営業法の適用を受ける業務を行おうとする方は、会員登録に際し、古物商許可証の免許が必要となります。

(2) 会員登録

入会希望者は、入会に際し、以下承諾の上、会員登録を行います。

- ① 主催者は、主催者と過去に取引のない本オークション入会希望者について、主催者の独自の基準により参加資格審査を行います。
- ② 入会希望者は、主催者より保証金差入の要請があった場合、保証金として50万円を主催者指定口座に振り込みます。この保証金に利息は付さないものとします。保証金の振込依頼書は、審査後、主催者より電子メールにて送付いたします。なお、送金手数料は、入会希望者の負担とします。入金確認を確実にを行うため、振込手続き終了後、「送金証明書(写)」もしくは「銀行受領印付送金依頼書(写)」を本オークション事務局あてに電子メールにてお送りください。
- ③ 主催者は、下記④に定める相殺により残高がなくなるまで上記保証金をお預かりします(ご希望により、各オークション終了後に、振込手数料を差引いた金額をご指定口座に返金いたします。)。なお、お預かり期間が6ヶ月を超える場合、ご希望により保証金の残高から振込手数料を差し引いた金額をご指定口座に返金いたします。また、主催者の決算、その他都合により保証金の残高を返金する場合があります。
- ④ 保証金を差し入れた会員が商品を落札した場合、落札金額と保証金とを相殺します。

(3) ログインパスワードの交付

- ① 主催者より保証金差入れの要請があった場合は保証金受領後、要請がなかった場合は参加資格審査合格の日から2営業日以内に、ログイン用パスワードを交付し、主催者より電子メールにてご連絡します。
- ② ログイン用パスワードの管理責任は全て会員にあり、パスワードの紛失、漏洩によって生じる

損害にかかる責任は当該会員が負うものとします。

(4) 会員登録内容の変更

会員は、会員登録内容(会社名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、部署役職名等)に変更が生じた場合、速やかに本オークション事務局まで連絡します。

2. 会員の権利・義務

(1) 会員の権利

会員は、本オークションサイト上で会員として認められた機能を使用することができ、本オークションサイト上における出品商品に対して入札および落札することができるものとします。

(2) 会員の義務

本オークションサイト上の出品商品の入札および落札等すべての取引は、コンピューター・システムで処理され、会員は、このシステムによる結果の全てに従うとともに、本規約に定める全ての規定を遵守しなければならないものとします。

(3) 会員の責任

会員は、本規約に基づく義務の違反に起因して主催者が損害、損失および費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)(以下「損害等」という。)を被った場合には、かかる損害等を主催者に対して賠償または補償するものとします。

(4) 禁止事項

本オークションでは、以下の行為を禁止し、これに違反した会員は、主催者による処分(会員登録の抹消等)の対象となり、また、主催者に対して損害賠償責任を負います。

- ① 本オークションサイトに掲載されている出品商品について、当該出品商品の出品者と本オークション前後または本オークション中に本オークションを介さずに直接商談する行為。
- ② 他人名義での入札および落札ならびにログイン用パスワードを他人へ貸与しその他態様の如何を問わず使用させる行為。
- ③ 自社が委託出品した商品に入札または落札する行為。
- ④ 本オークションの運営を妨害する行為。
- ⑤ その他、法令、規則、本規約その他本オークションの定めた諸規定、規約等に違反する行為。

(5) 損害等

次のいずれかに該当する事項により会員に損害が発生した場合でも、主催者は一切の責任を負わないものとします。

- ① コンピューター・システムの不具合等のやむを得ない事情により本オークションが中止または、続行不能となったとき。
- ② 会員からの入札情報等が本オークションサイトに未着であったとき。

(6) 会員登録の一時停止・抹消

主催者は、会員が次のいずれかに該当する場合、事前通告をすることなく会員登録を一時停止または抹消し、これに対して当該会員は異議の申立てを行うことができず、万一不測の損害を被った場合でも主催者は一切の責任を負わないものとします。

- ① 本オークションに関連する債務につき支払い義務を怠ったとき。
- ② 差押え・仮差押え・仮処分の申立てまたは破産手続開始・民事再生手続開始・会社更正手続開

始等の申立てをし、または受けたとき。

- ③ 手形・小切手の不渡りを出し、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 本オークションまたは主催者の社会的信用を損ねる行為を行ったとき。
- ⑤ 本オークションの定めた諸規定、規約等に違反したとき。
- ⑥ その他本オークションの運営上必要と判断したとき。
- ⑦ 6-(5)-①または②に該当すると主催者が判断したとき。

3. 入札および落札

(1) 入札・落札

- ① 本オークションにおいては、会員が出品商品の価格を入札して競り合い、入札終了時間または自動入札延長時間が終了した時点で一番高い価格を入札した方を落札者（以下「落札会員」という。）とします。一度入札された価格は、いかなる理由があっても変更または取消しはできません。
- ② 落札会員には、入札した出品商品についての本オークションが終了した時点で、オークションシステムより自動的に落札確認メールが配信されます。画面上で自身が落札者として表示されているのに、落札確認メールが送られてこない場合は、本オークション事務局までご連絡ください。
- ③ 主催者は、落札通知書、売買契約書、振込先を明記した請求書等を、遅滞なく落札会員に送ります。
- ④ 主催者は、会員または本オークションサイトの通信環境に起因した入札の遅延、不達等で会員に発生するいかなる損害に対して、責任を負いません。

(2) 通貨

本オークションで落札した商品（以下「落札商品」という。）は日本円で取引されます。落札した商品の落札価格（以下、「落札価格」という。）には消費税等額は含まれておりませんので、日本国内向取引の場合、落札会員に消費税等が付加されます。また、輸出を前提とした取引であっても、落札会員の責に帰すべき事由（国内転売、輸出許可通知書の未提出、輸出名義の不一致等）により、主催者が輸出免税の適用を受けられない、または後日追徴を受けた場合、落札会員は主催者の請求に基づき、直ちに消費税相当額および発生した附帯税を支払うものとなります。本オークションサイト内にて表示されているドル表示額は、参考価格です。

(3) 取引条件

- ① 落札会員は、本オークション終了後直ちに主催者との間で落札商品について落札価格で、主催者の用意した様式に従い売買契約(以下「売買契約」という。)を締結していただきます。売買契約の締結がなされなかった場合、落札会員は落札者としての権利を失います。
- ② 本オークションの出品商品は原則、本オークションサイト上に表示された主催者指定場所渡し、現状有姿での占有移転（現物のお引渡し）とします。ただし、輸出取引における所有権の移転時期については、第5条第2項第1号の規定が優先されるものとします。
- ③ 本オークションの出品商品はすべて中古品であり、その性能、機能、性質等につき、如何なる補償もなされないものとします。その前提で、入札価格を検討してください。
- ④ 査定表は、主催者が定める一定の基準にて査定された内容を情報提供するもので、出品商品の製造年、稼働時間を含め出品商品の状態を保証するものではありません。
- ⑤ 「一般社団法人日本建設機械工業会の統一譲渡証明書」の譲渡または引渡はいたしません。必

要な方は入札前に事前に主催者へ問合せください。

⑥ 落札会員は、国内外の取引規制(排気ガス規制・PL法・経済団体規制・環境規制・輸入規制・車種登録他)等に関わる事項について自ら対応するものとします。

⑦ 落札後は、如何なる理由があっても、解除、取消等には応じられません。

⑧ 主催者は、出品商品の性能、品質、瑕疵(隠れた瑕疵を含む。)およびその他の点について、一切の責任を負わないものとします。

⑨ 輸出を前提とした取引および費用の取扱い：

本オークションにおける落札商品に関する取引は、海外への輸出を前提とした取引を含むものとする。

主催者が EX-GO、FOB、CFR、CIF その他これらに類する条件の下、日本国内において、落札会員指定場所、港、または乙仲倉庫までの国内輸送および/または保管を手配する場合、当該国内輸送費および保管料は、落札商品の価格の不可欠かつ一体の構成要素をなすものとする。

これらの国内輸送費および保管料は、落札商品の輸出を目的としてのみ発生するものであり、独立した、又は個別の役務提供取引とはみなされないものとする。

(4) 主催者による本オークション取消および契約解除の権利

主催者は、次のいずれかに該当する場合、いかなる時も、正当な理由をもって、本オークション取消または売買契約解除の権利を有しています。また、これにより会員に不利益が生じたとしても主催者は一切責任を負いません。売買契約が解除された場合、落札会員は落札商品の落札者としての権利を失います。

① 出品商品の記載違い等

② 出品商品について、正当な権利を主張する第三者の出現等

③ 落札商品の所有権の移転が行えない等の理由で、落札商品の引渡しが困難となった場合等

4. 費用および引渡(運送)条件

(1) 費用および引渡(運送)条件

① 落札者には1ロットにつき10,000円の落札手数料がかかります。

② 落札価格は、本オークションサイト上に表示された主催者指定場所渡しを前提とする価格です。

③ FOB費用、輸送、主催者指定場所からの移動費用、輸出入の際に必要な証明書・検査費用・査証、主催者指定場所からの落札商品引取時の出庫料等、その他費用の一切は落札会員の負担とします。

④ 落札者は落札商品の引渡しに際し、関係法令および各種規制を遵守するものとします。尚、主催者が法令違反と判断した場合、引渡しを中止します。

(2) 追加費用

特別な洗浄、分解等をご希望の場合は別途有償にて主催者が承ります。

5. 支払および引取

(1) 支払方法

① 全額引渡し前振込払いとします。なお、送金手数料は、落札会員負担とします。振込以外での決済は、本オークションでは受け付けておりません。

② 支払期限は、本オークション終了日の翌週金曜日(日本時間)とします。主催者は、期限内に

入金確認ができない場合、遅延日数に対して請求書記載金額の年率 14.6%の遅延損害金を落札会員に請求できるものとします。入金確認を確実にを行うため、振込手続き終了後、「送金証明書(写)」または「銀行受領印付送金依頼書(写)」を本オークション事務局あてに電子メールにてお送りください。

③ 落札会員は、理由の如何を問わず、売買契約を解除することはできません。ただし、主催者が特別に解除を認める場合、落札会員は、違約金として、遅延損害金に加え、保証金相当額の 50 万円または当該落札金額の 25%のどちらか高い方を主催者に支払います。この場合、当該落札商品の所有権は、落札会員に移転せず、落札会員は落札者としての一切の権利を失います。

④ 主催者は落札会員に支払遅延が発生した場合、何ら通知催告を要せず売買契約を解除できるものとします。この場合、主催者の判断により当該売買契約の解除理由を公表することがあります。

(2) 引取

① 主催者が落札金額の入金を確認した時点で、落札商品の危険および所有権は落札会員に移転します。それ以降、落札商品に係る損害等の一切は落札会員の負担となります。

ただし、売買契約が輸出取引を前提として締結される場合（EXW または EX-GO 条件による取引を含む）には、当該商品の所有権は、国際輸送のために外航船に本船積みされるまで、主催者に留保されるものとする。

なお、危険負担の移転時期については、別途定めのない限り、適用される Incoterms® に従うものとする。

② 売買契約が輸出取引を前提として締結される場合において、主催者は、落札金額の入金を確認後、主催者指定場所において落札商品の引渡しが可能になった時点で、当該商品の保管、取扱い、その他の管理業務を委託する者の名義を主催者から当該商品の引取りまたは輸出手続きを行う輸出代行業者、その他の第三者へ変更することがある。

③ 落札会員は、落札商品をオークション終了後の翌々金曜日までに引取るものとします。落札会員は、上記引取期間終了後の引取に際し、1 日につき箱物の保管料 500 円/台、建設機械の保管料 800 円/台を主催者に支払います。※土日祝日も含みます

④ 落札会員は、落札商品の引取りまたは指定先への回送の内容を、引取りの 2 営業日前までに、主催者所定の様式を使用の上、電子メールにて主催者に連絡します。

(3) 落札商品の引取りがない場合の取扱い

① 落札会員がオークション終了日から 30 日以内に落札商品の引取りを行わない場合、落札会員は保証金相当額 50 万円または当該落札金額の 25%相当額のうちいずれか高額な方を違約金として主催者に支払います。

② この場合、既に当初の売買契約は履行不能となっており、上記落札商品につき主催者は独自の判断で当該商品を転売するものとする。転売金額から前号の違約金、5-(2)-③に規定する保管料、および転売に係る一切の費用を差し引いた上で残額がある場合に限り、これを落札者に返還します。

6. 特記事項

(1) 名義変更

① 落札会員は、車検付車輛（ナンバー付含む）を落札した場合、必要書類一式を受領後 1 ヶ月以

内に移転登録、または抹消登録を完了し、当該登録の完了を証する書面の写しを主催者に送付します。

② 主催者は、上記登録が必要書類受領後1ヶ月以内に完了しない場合は、遅延損害金として1週間あたり5,000円を落札会員に請求することができます。

③ 主催者は、落札会員の都合により主催者が用意した書類等の差替えを必要とする場合(訂正印も含む)、事務手数料として1通あたり15,000円を落札会員に請求することができます。

④ 主催者にて登録を代行する場合、代行手数料として実費に加え、10,000円を申し受けます。

(2) リサイクル預託料および自動車税の取扱い

① 落札会員は、リサイクル券付き車輛を落札した場合、リサイクル預託料を主催者に別途支払います。

② 落札会員は、課税対象の車検付車輛(ナンバー付含む)を落札した場合、当該オークション開催月の翌々月より年度末までの支払済み自動車税のうち未経過分相当額を、出品者が既に納付した自動車税額を基準として負担するものとし当該相当額を主催者に別途支払います。なお、落札会員は、当該車輛について抹消登録を希望する場合、速やかにその旨を主催者に申し出ます。

(3) 輸出管理について

① 落札会員は、落札商品を海外で使用、または海外に輸出する場合、落札会員自らの責任で落札商品が大量破壊兵器等の開発、運搬等に用いられる恐れがないか等、日本および仕向け国の外国為替および外国貿易法などの輸出管理関連法令に規定された輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。

② 主催者は、不適切な輸出となる恐れがあると判断した場合、落札を取り消し、または売買契約を取り消し、若しくは解除する場合があります。あわせて、輸出を前提とした取引においては、日本国内での転売行為を厳に禁止します。落札会員がこれに違反した場合、第5条第1項第3号に定める違約金に加え、主催者に生じた損害(追徴消費税等を含む)を賠償するものとします。

(4) CEマークに関して

本オークションに出品される全ての出品商品は、CEマークの基準を満たしておりません。

(5) 反社会的勢力の排除

① 現在かつ将来にわたり以下に該当するものは会員になることはできません。

- i. 暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関連企業
- ii. 総会屋、政治活動標榜ゴロ、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団(振込み詐欺など)等
- iii. その他上記に準ずる者

② 会員が自ら、または第三者を利用して以下に該当する行為を実行することを禁止します。

- i. 暴力的な要求行為
- ii. 不当な要求行為
- iii. 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
- iv. 偽計、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- v. その他上記に準ずる行為

(6) 準拠法および変更権

① 会員は、第三者に会員としての一切の権利および義務を譲渡、貸与その他態様の如何を問わず

使用させることはできません。

- ② 主催者は、本規約を必要に応じて都度変更できるものとします。
- ③ 本規約に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた場合、主催者と会員との両者協議により円満な解決を図るものとします。
- ④ 本規約は日本国の法規に準拠し、一切の係争は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

以上